

資料紹介

四天王寺所蔵「如意宝珠御修法日記」・

「同」紙背（富樫氏関係）文書について

杉 橋 隆 夫

過日、私は幸にして四天王寺史の編纂事業の一部に参加する機会にめぐまれた。その折の仕事は、専ら現四天王寺所蔵文書の整理手伝であったが、偶々興味深い新史料を眼にすることができたので、ここに紹介したいと思う。それは「如意宝珠御修法日記」と題した巻紙記録、及びその紙背文書である。「如意宝珠御修法日記」は、平安末く鎌倉期の如意宝珠御修法並びにその相伝由来に關係する記録を編集したもので、それ自体当時の仏教史・政治史研究に対して新事実を提供しうるものであるが、紙数の都合もあり最後に全文を載せるに停め、ここでは先ず、紙背文書に就いて若干の考証を附して紹介しておきたい。それは富樫氏関係文書二七通及び前欠文書一通の計二八通から成っているのであるが、私の現在の問題関心が直接それに結びつかないこともあって、以下

史料そのものの紹介を主眼とし、解説は最少限に止めることにしたい。史料紹介の目的は、一に新たな史料を衆目に提供し各研究者の利用を乞うにあると考えるからである。先ずは以下にその全文を掲げることにする。尚、本文書は近年現四天王寺が他から購入したものであって歴史的に四天王寺とは、おそらく拘りないであろうことを附言しておく。

一、頼濟書状

□□之至憚入候。

」

随而諸事被懸

御意候由、座主連々

申御座候間、令喜存候也。

每事期後信候。

恐々謹言。

五月十三日

頼濟（花押）

進藤□□殿

## 二、鎌倉幕府御教書写

伊勢国常光・天曆兩寺領散在田畠地頭

職事、為新補率法之地、所被充行富樫介

入道〔家春〕定照也。早任御下文、可沙汰付之由、可被下

知守護代之状、依仰執達如件。

正和二年九月廿二日

〔北条時時〕  
相模守 御判

〔金沢貞顯〕  
武藏守殿

## 三、六波羅探題施行状写

可令早富樫介〔家春〕法師法名定照

領知伊勢国常光・天曆兩寺

散在領地頭職事

右任去九月六日関東御下文、可致

沙汰之状、如件。

正和二年十一月二日

## 四、鎌倉幕府下知状写

富樫介〔家春〕法師法名定照子息次郎〔泰明〕  
今者死去

伊勢国飯野・多氣・三重・安濃・奄・員弁

郡々地頭職事

右郡々者本所一円地也。而彼土民等背 勅

裁、及敵対之間、為絶彼狼籍、可被補地頭之

旨、本所就被望申、以定照被補地頭畢。仍守

御下文、可沙汰付于定照之旨、被仰小串六郎

行郷・佐竹四郎五郎入道義念早。爰如六波羅

執進行郷・義念正和五年九月廿五日請文者、

構城擲、不入立使者云々。於彼輩者、就雜掌

訴、既被処流刑了。至地頭職者、可沙汰付于

定照跡也者、依鎌倉殿仰、下知如件。

元応二年十二月七日

〔北条時時〕  
相模守平朝臣 在判

〔金沢貞顯〕  
前武藏守平朝臣 在判

〔北条時時〕  
越後守平朝臣 在判

〔金沢貞顯〕  
武藏守平朝臣 在判

五、別当法眼和尚下知状写

伊勢国常光寺・同天曆寺領等内地頭

屋敷事。常光寺領飯野郡九条

三高宮里内一町・十四条二粟竹里

内卷町・多氣郡十四条一兄国里内

二町・天曆寺領飯野郡六条二長

田里内卷町・多氣郡十六条五

相可里内卷町者、為違 勅正（土カ）

民惡党等跡之上者、為地頭屋敷、可

被進止也。仍状如件。

正和貳年十一月五日

別当法眼和尚位在判

六、鎌倉幕府下知状写

可令早富樫介〔家春〕 法師〔定照〕 法名 領知

伊勢国拾伍箇所塩浜〔家春〕 出羽太郎入道 聖願跡

事

右為三毛七郎左衛門尉盛氏跡替、所被充

行也者、守先例可令領掌之状、依仰下知如件。

嘉元三年閏十二月廿三日

七、六波羅探題施行状写

伊勢国十五所塩浜地頭富樫介家春法師

法名定照 今者死去 代光定与永藤名下司雲出左衛門尉

法師 法名道運 今者死去 後家尼淨蓮相論塩浜地子并

浜式段塩屋老宇事

右任正和五年十二月二日関東御下知、可致

沙汰之状、如件。

文保元年七月五日

前〔北条時政〕越後守平朝臣在判

陸奥守平朝臣〔大仏雄良〕在判

八、鎌倉幕府下知状写

可令早富樫介入道〔家春〕 定昭領知伯耆国

野津郷氣徳村地頭職事

右依熊野惡党合戰使節、所被充行也者、

早守先例可致沙汰之状、依仰下知如件。

正和元年九月十日

陸奥守平朝臣〔大仏宗宣〕 在判  
相模守平朝臣〔北条時時〕 在判

〔北条時時〕  
相模守平朝臣 御判

八月十六日

御判

〔国清〕  
畠山阿波守殿

九、六波羅探題施行状亨

〔家泰〕  
可令早富樫介入道定昭領知伯耆国

野津郷気徳村地頭職事

右任去十日関東御下文、可致沙汰之状、如件。

正和元年九月廿四日

〔北条時教〕  
越後守平朝臣 在判

〔金沢貞朝〕  
武蔵守平朝臣 在判

一〇、足利尊氏御判御教書亨

伊豆国多留郷地頭職事

守先例、可被領知之状、如件。

元弘三年十二月廿九日

〔源氏九〕  
源朝臣 御判

〔富家力〕  
富樫介殿

一一、足利將軍家御内書亨

富樫介氏春申伊豆国多留郷事

無相違之様、可有斗沙汰也。

一二、足利將軍家御教書亨

富樫介昌家申伊豆国多留郷事

被打渡昌家代之様、可有御沙汰之状、依

仰執達如件。

応安六年十一月十日

〔能盛〕  
上樞兵部少輔入道殿

〔細川領之〕  
武蔵守 御判

一三、足利將軍家下文亨

御判

下 富樫介氏春

可令早領知加賀国山上郷地頭職

但山門講堂新所、以後  
可管領之

事

右為勲功之賞所充行也者、早守先例

可致沙汰之状、如件。

文和三年十月十三日

一四、足利將軍家御判御教書写

加賀国山上郷事、為未來領主之上者、

造營之間、管領下地、執進年貢、且土貢

員數載起請之詞、可注申之狀、如件。

文和五年二月廿七日

御判

〔氏卷〕  
富樫介殿

左門尉盛氏跡事

右任今年十月廿六日關東御下文、可

致沙汰之狀、如件。

永仁四年十二月廿三日

〔北条久時〕  
越後守平朝臣在  
〔北条盛房〕  
丹波守平朝臣在

一五、鎌倉幕府下知狀写

可令早富樫介

〔家卷〕  
法師法名 〔定照〕

領知紀伊国三毛入道心淨・同七郎

左衛門尉盛氏跡事

右依度々召取惡黨張本之實、所被充行也

者、早守先例可致沙汰之狀、依仰下知如件。

永仁四年十月廿六日

〔北条宣時〕  
陸奥守平朝臣御判  
〔北条貞時〕  
相模守平朝臣御判

一七、六波羅探題御教書写

〔家卷〕  
富樫介入道定照申、紀伊国三毛入道心淨・

同七郎左衛門尉盛氏跡事、申狀如此。如狀者、

心淨等子息從類以下輩追出使者、致狼籍

云々。所詮茲彼所、任御下文旨、可被沙汰付

定照代官也。仍執達如件。

永仁五年正月廿日

〔北条久時〕  
越後守在判  
〔北条盛房〕  
丹波守在判

湯淺二郎兵衛入道殿

周防太郎左衛門尉殿

一六、六波羅探題施行狀写

可令早富樫介 〔家卷〕  
法師法名 〔定照〕

領知紀伊国三毛入道心淨・同七郎

一八、足利將軍家御判御教書写

御判

越中国野尻庄波多野下野守・事  
同庶子等跡

為勲功之賞、所領置也者、早守先例可

沙汰之狀、如件。

文和三年十二月晦日

〔氏卷〕  
富樫介殿

一九、足利尊氏御判御教書写

加賀国北英田保名越遠江前司・同国  
跡

山上郷阿蘇遠江守  
跡等地頭職事、為兵粮新

所、々被預置也。早可致沙汰之狀、如件。

建武四年卯月十一日

〔高家〕  
富樫介殿

御判

二〇、鎌倉幕府御教書写

簗屋料所近江国大原庄事、守亡

〔脱アラシカ〕  
父泰家之私、任先例可致沙汰之狀、依仰

執達如件。

正応三年四月廿八日

〔北条宣時〕  
〔北条貞時〕  
陸奥守在判  
相模守在判

〔家卷〕  
富樫新介入道殿

二一、六波羅探題御教書写

簗屋新所近江国大原庄事

今年四月廿四日関東安堵御教書如此。

早任被仰下之旨、可被知行也。仍執達如件。

正応三年九月十六日

〔北条盛房〕  
〔北条兼時〕  
丹波守在判  
越後守在判

〔家卷〕  
富樫新介入道殿

二二、鎌倉幕府御教書写

〔家卷〕  
富樫新介入道定昭申、簗屋料所

近江国大原庄事、知行不可有相違之

由、所被仰下也者、依仰執達如件。

正応三年四月廿八日

〔北条宣時〕  
〔北条貞時〕  
陸奥守在判  
相模守在判

〔北条盛房〕  
越後守殿

丹波守殿

二三、高師直奉書写

富樫介高家申、遠江国西郷庄

小様孫四郎・同弥二郎・事、任御下文可致沙汰  
中原弥次郎等跡

付之状、依仰執達如件。

建武二年十一月五日 〔富樫直〕  
武蔵権守在判

〔今川龜園カ〕  
守護所

二四、足利將軍家下文写

御判

下 富樫介氏春

可令早領知加賀国山代庄二分方

地頭職事

右為勲功賞所充行也者、早守先例可致

沙汰之状、如件。

觀応三年六月五日

二五、足利將軍家御判御教書写

加賀国山代庄貳分方地頭職事、佐藤

九郎左衛門入道向西称本領申子細之間、雖

有其沙汰、任先日下文、領掌不可有相違之

状、如件。

文和元年十月廿一日

御判

〔氏卷〕  
富樫介殿

二六、足利將軍家下文写

御判

下 富樫介高家跡

可令早領知加賀国富樫新庄

地頭職事

右為常陸国片穗庄半分替、所充行也

〔老〕□、守先例可致沙汰之状、如件。

貞和元年十二月廿九日

二七、足利尊氏下文写

御判

下 富樫介高家

可令早領知常陸国方穗庄内東城寺

城加賀入道・加賀国北郡興保海老五郎  
道誓跡・北英田保

遠江前司 等〔老〕  
妻跡地頭職事

右以人為勲功之賞、所充行也者、守先例

可致沙汰之状、如件。

建武三年九月廿二日

二八、足利尊氏下文写

下 富樫介高家

可令早領知加賀国守護職

并遠江国西郷庄小標孫四郎・同  
弥次郎・

中原弥次郎等跡・

信濃源志介跡

事

右人為勲功之實、所充行也者、守

先例可致沙汰狀、如件。

建武二年九月廿七日

(a)

以上、本文書に記された順序に従って、番号・文書名・句読点を附し、原則として異体字は標準字体にこれを改めて全文を紹介した。又、字句の考証は(一)、推定しうる人物名は「」を以て示したが、特に元弘年間以降の文書中にみられる「御判」「在判」の人物比定に就いては、最切の一通を除いて、他の全てが写である上に、当時の複雑な政治情勢並びにそれを反映した文書形式の多様性という条件に規制されて、多分に推定の域を出ないものが多い。従ってそれに基づく文書名は、今後の考証によって変更の余地が多々残されていることを予め認めておく。誤りが

あれば御指摘を乞いたい。

さて次に各々の文書に若干の説明を施したいと思うが、それ前先立って、「(一)」と「(二)」以下の文書との性格の相違を指摘しておきたい。即ち、一号文書は「(二)」～「(二八)」の文書と恐らく無関係であり、それは表記録「如意宝珠御修法日記」筆写の際、末尾に継ぎ足された紙背文書であらうこと、逆に「(二)」～「(二八)」は同時に書写された一連のものと推定しうることである。その根拠としては、「(一)」が書状でしかも正文であるのに対して、「(二)」以下は下文・御教書・下知状等の公文書の写であること、又「(二)」～「(二八)」の文書は全部同筆であり、「(一)」だけが異筆であること、その他が挙げられる。更にそのことは紙継目の位置・各糊代幅の大小・各文書間の余白の取り方等から推定される結論とも矛盾しない。従って一号文書が前欠であるのは、「如意宝珠御修法日記」筆記後に、「(一)」の中途部分を境に切断されたことを物語っている。

以上に述べてきた過程で、「(一)」の書状に就いての説明は私なりに尽きて了ったので、次に「(二)」以下に簡単な解説を試みることにする。これら二七通の文書を概観すると、正応三(一二九〇)年から応安六(一三七三)年に至る富樫氏に与えられた下文・下知状・御教書類が、それによって富樫氏に充行われた所領・所職こ

とに一括して整理されていることが知れる。

従来富樫氏については、一向一揆との拘りに於て泰高・政親の代を中心に研究対象とされており（井上鋭夫『一向一揆の研究』、笠原一男『一向一揆の研究』その他）、かなりその実体が明らかにされているが、鎌倉末～南北朝争乱期に関してはほとんど究明されていない。数少ない研究に『石川県史・第壹編』があるが、これは系譜考証を中心とし、富樫氏の支配地域にまでは論及するところがない。尤も、佐藤進一氏の近著『室町幕府守護制度の研究上』は、加賀国守護としての建武年間以降の富樫氏について触れており、この間の空白を埋めるのにかなりの手懸りを与えてはいる。

かかる研究情況の原因の一つは、史料制約に基づくものである。南北朝期の富樫氏関係文書は、「天龍寺文書」「保坂文書」「菊小路家文書」「森文書」「白山比咩神社文書」「祇陀寺文書」「美吉文書」「臨川寺重書案」等に散見し、特に「臨川寺重書案」は少々まとまった数のものを収録しているが、鎌倉後期の良質史料は今迄のところ皆無に近い状態であった。従って、鎌倉末～南北朝争乱期二七通もの富樫氏関係文書を取めている本史料は、著しい史料不足の状態を甘受せねばならなかったこの時期の富樫氏の研究に、多くの寄与をなしうるものであり、更にその内容の一部に鎌倉末の悪党・足利幕府守護制度等の研究に利用可能なもの

をも包含しているのである。本史料の利用範囲はかなり広いものがあるといえよう。

# (b)

〔二〕～〔五〕の四通の文書はいずれも、伊勢国常光・天曆兩寺領散在田畠地頭職に関するもので、地頭職は家春―子息次郎と相伝されている。次郎の実名については、「白山宮庄嚴講中記録」元応二年三月八日条に「富樫次郎泰明」とあり、泰明と断定して間違いない。兩寺領田畠は飯野・多氣・三重・安濃・奄芸・員弁の六郡に分布していること（四）、正和二年九月六日に地頭職の設置をみたのであるが（三）、その得分は新補率法が適用されたこと（二）、更に飯野郡―三町・多氣郡―三町が「地頭屋敷」として充行われたこと（五）などが判明するが、士民等の狼籍を停めんが為に、地頭の補任を本所側が希望したという地頭職設置の事情は、とりわけ注意を惹く。次に〔二〕の武藏守は当時六波羅探題北方を兼ねた伊勢守護としての金沢貞頭、四号文書に見える兩使の一人小串氏は六波羅奉行人である（佐藤進一『鎌倉幕府訴訟制度の研究』二二二、三二―三四頁）。六波羅奉行人小串氏に関して附言すれば、これより前、文永の頃の菅浦に小串行方なる人物が登場する。かつて彼の父親が知行していた菅浦惣追捕使職は、この時既に小串氏の手を離れ他人に充行われていたのであるが、本所進止の地で

あっても、御家人が知行していた所々について、幕府が従前から口入していた所に限って今後成敗を致す旨の追加が文永五年に公布されると、翌年行方はこの追加を後補として、竹生島別当に所職返還を申し出た。結局小串行方の惣追捕使恢復の意図は、成就しなかったらしいが(以上、文永六・九・九左兵衛尉小串行方愁状案『菅浦文書』二三九、『中世法制史料集』第一巻・第二部追加法四四〇「雖為本所進止領御家人知行所々事」、赤松俊秀「供御人と惣」『京大文学部五十周年記念論集』)、一方で六波羅奉行人を勤めるような人物の、在地に於ける行動を示す一例として興味深い。

〔六〕〔七〕は伊勢国十五箇所塩浜地頭職補任状(写)及び塩浜をめぐる相論に関する六波羅探題施行状(写)である。中世、伊勢湾沿岸は弓削島・因島などと並んで塩の産地として知られているが、この二通の文書に、塩浜・塩屋が地頭支配の対象としてみえているのは注目される。〔六〕に記載する「三毛七郎左衛門尉盛氏跡」は、永仁四年に三毛入道心浄跡と併せて富樫家春に与えられている(一五・一六)。〔七〕によれば塩浜地子・浜二段・塩屋一字が、故家春の代官光定と尼浄蓮との間で争われたという。「正和五年十二月二日関東御下知」が如何なる内容か判然としないうが、これより三年後の元応二年の鎌倉幕府下知状(写)〔四〕は、以

前家春の有した飯野以下郡々地頭職を「子息次郎」に安堵しており、少くともこの塩浜地頭職そのものは、まもなく次郎泰明の知行が認められたものと思われる。

〔八〕〔九〕は伯耆国野津郷氣徳村地頭職補任状(写)で、〔八〕の執権北条熙時(連署欠員)が奉じた鎌倉幕府下知状(写)を、六波羅探題が施行したのが九号文書である。〔八〕に依ると氣徳村地頭職は、「熊野悪党合戦使節」としての勲功の賞により、富樫家春に給与されたものである。鎌倉幕府は徳治三年、続いて延慶二年の両度にわたって、「西国并熊野浦々海賊」が蜂起したため、「致警固、可捫進」きことを命じており(徳治三・三・廿五鎌倉幕府御教書・延慶二・六・廿九鎌倉幕府御教書『中世法制史料集』第一巻・第三部参考史料三四・三六「西国并熊野浦々海賊事」、延慶二年七月には得宗被官南条左衛門尉に、十五箇国の軍兵を率いて熊野に発向せしめている(武家年代記裏書「延慶二年条」)。おそらく家春もこの事件に関連して「熊野悪党合戦使節」として参加したのであらう。

〔一〇〕〔一一〕〔一二〕は伊豆国多留郷地頭職補任・安堵状(写)である。先ず〔一〇〕の日付下の「源朝臣御判」は足利尊氏であ

ろう。佐藤進一氏の考証に従えば、建武新政期の伊豆国主兼同国守護は尊氏であり（『室町幕府守護制度の研究上』一一六―一七頁）、更に富樫氏は建武以後、終始尊氏―義詮に従っていること、同じ元弘三年十二月廿九日付でしかも本文書と同形式の、上相憲房に伊豆国奈古屋郷地頭職を安堵した尊氏自署御教書（『上相古文書一』、但しこの場合は「左兵衛督（花押）」が存在するところから、尊氏と推定してはば間違いないところである。尚、元弘三年十二月廿九日付尊氏発給の文書としては前記の他に、安保光泰を信濃国小泉庄内内室賀郷地頭職に補任した下文（『安保文書』）があり、相田二郎氏はこれを尊氏の袖署判下文初見としておられる（『日本の古文書』上―二九七、下―一〇七頁）。この場合、尊氏が如何なる事情の下に、かかる下文を発したのか興味をそえられる問題ではあるが、詳しい検討は後日に委ねたい。次に「富樫介」を高家に比定することは、建武二年九月廿七日付の二八号文書に「富樫介高家」とあるによる。

〔一一〕は、年号を欠き、推定の域を出るものではないが、尊氏又は義詮が関東執事・伊豆国守護（国務兼帯）畠山国清に、富樫氏春の多留郷地頭職安堵を命じたものと考えられる。

次にこの文書が出された時期であるが、貞和元（一三四五）年十

二月末には、未だ高家の跡目が氏春に決定していなかったようである（二六）から、上限は貞和二年。又、康安元（一二六一）年八月廿五日付の「沙弥源通」即ち富樫用家が証判を加えた加賀国北英田保内気屋村田畠譲状に「故介氏春かでのこうちの女房御方へゆづり申され候あひだ」（『美吉文書』『加能古文書』四九三、筆者傍点）とみえるところから、下限は当然康安元年八月でなければならぬ。以上に推察した上・下限は佐藤氏（『室町幕府守護制度の研究上』一二―一二頁）の考証された畠山国清の伊豆国守護在職年数に含み込まれ、残念ながらそれ以上に限定する手懸りを持たない。

〔一二〕の「武蔵守」は室町幕府管領細川頼之、「上相兵部少輔入道」は当時、伊豆国守護で関東執事を兼ねた上相能憲である。昌家は氏春の子で、氏春歿後その家督を継いだものである。

〔一三〕〔一四〕〔一九〕に載せる山上郷地頭職は、阿蘇遠江守の後、高家―氏春と相伝されている。阿蘇氏は代々遠江守を先途とするものが多く（『尊卑分脈』「北条系図」）、山上郷は同氏の旧領だったことが知れる。同郷はこの後正長元年に至り、足利幕府によって「二季正九両月頭密大乘講祈所」として石清水八幡宮に寄進されている（正長元・八・十六足利將軍家寄進状「菊大略家文書」）

七八。

〔一五〕〔一六〕〔一七〕は、三毛心浄・同盛氏跡を富樫家春に充行つたものである。〔一五〕の鎌倉幕府下知状(写)に従つて、両六波羅探題が施行したのが〔一六〕、更に湯浅・周防の両使に、家春代官への沙汰付を命じたのが〔一七〕という関係にある。三毛心浄は、弘安・正応の頃の荒川荘に悪党としての足跡を残している(又統宝簡集「一五四・六五・七四・七五、一七五五等」)。その身分に就いては、正応四年十一月十二日・同十二月十八日六波羅探題御教書案(同「一七五五」)に「当国御家人三毛六郎入道」とみえ、正応四年九月の僧法心訴状并具書案は「荒川庄沙汰人心浄」(同「一五六五」)と述べている。同文書に、心浄等と共に「殺害放火等悪行人」として名を連ねている「七郎左衛門尉」は、三毛七郎左衛門尉盛氏と考えてよいのではなからうか。ところがこれより後、徳治二年八月の阿氏河庄地頭披陳状并頼聖具書案には「於荒川庄者、雖為高野山当知行、重代御家人三毛六郎入道心浄、為公文職知行之處、為高野合戦没収之地、拝領富樫<sup>トモ</sup>介入道定照之後、当時者返給心浄」とみえ、更に三毛莊地頭職も家春の後、再び六郎心浄・七郎左衛門尉に返給されたと記している(同「一三九四」)。一旦家春に充行われた心浄・盛氏跡が、再度兩人の手に還

つた時期は、六号文書を参看するに嘉元三年の頃と推定できよう。

〔一七〕にみえる兩使の一人、湯浅二郎兵衛入道は、やはりこの荒川荘悪党事件に関連して所見する「上御使 湯浅次郎兵衛入道浄智」(同「一五四三・七四・七七等」)と同一人物であろう。彼は又、この後乾元二年に阿氏川荘地頭職をめぐる、高野山衆徒と争っている(宝簡集「四二五、又統宝簡集」九七七・一四五五等)。さて他の一人、周防太郎左衛門尉は、文保元年二月十日、六波羅引付番文に新加される人物と考えられる(武家年代記裏書「文保元年条」)。

〔一八〕は越中野尻莊を富樫氏春に給与したものであるが、同莊は波多野下野守・同庶子等跡とある。「太平記」は、建武二年十二月箱根・竹ノ下での闘いの直前、尊氏の御教書を奉じて能登・越中に挙兵を企てた者の中に「波多野ノ者共」と記している(日本古典文学大系、卷一四・二一七頁)。ところがその後、貞和五(正平四)年八月直義・師直の不和が表面化し相互に軍兵を集めた折には、波多野下野守は直義の館三条殿に馳せ参じたという(太平記「卷二七・三一六九頁」)。一方の師直郎には富樫氏春が加わっている(同「三〇七〇頁」)。それ以後の波多野下野守の行動は、

今は明らかにしないが、おそらく直義党に与力し続けたのであろう。それ故、直義が近江に敗れ、ついで鎌倉に歿して北陸道にその勢力を失った時、野尻荘は波多野氏の知行を離れて、尊氏專一の者たる氏春の手中に帰したのではあるまいか。

「一九」は高家を北英田保・山上郷地頭職に補任したものであるが、このうち山上郷については前述した。次に北英田保は、二七号文書にも所見するが、そこでは「遠江前司妻跡」（筆者傍点）とあって、本文書に「名越遠江前司跡」とするの一致しない。

「太平記」は元弘末年の越中国守護を「名越遠江守時有」とし、後醍醐天皇方の軍に敗れ二塚に自刃したと伝えている（巻一一・二一三八〇～三頁）。時有は「尊卑分脈」によれば弘安年間の越中守護公時の孫、北条時政からは七世の孫にあたる（佐藤進一『鎌倉幕府守護制度の研究』八八―九頁参照）。ところが元弘年間には、尾張国の守護に名越遠江入道宗教法師があり、同国の軍兵を率いて上洛し楠木城の寄手にも加った尾張守護「遠江守」・「遠江前司」なるものと同一人物かとも推定される（光明寺残篇「光明寺古文書」「保暦間記」、『鎌倉幕府守護制度の研究』四二―三頁参照）。而して、本文書にみえる名越遠江前司が何れに比定しうるか判断に窮するが、ここでは一応、加賀国という地理的要素を考慮して時有と臆測す

るにとどめ、断定は控えたい。とにかく高家は北英田保地頭職を得た訳であるが、高家の歿後はその家督氏春に伝えられたのであろう。前に引用した康安元（正平十六）年の加賀国北英田保内氣屋村田島讓狀に「右所領者、富樫介高家勲功の賞として拝領候。当知行無相違候間、故介氏春かでのこうぢの女房御方へゆづり申され候あひだ」とあり、北英田保内氣屋村田島は高家―氏春と継承されている。

「二〇」「二一」「二二」の三通は、簀屋料所近江国大原荘を家春に安堵したものであり、泰家―家春と相伝されたことが判る。京都の治安を維持するために、暦仁元年簀屋が置かれたが（鎌倉年代記裏書）暦仁元年冬、簀屋の経営とその費用の捻出は、鎌倉幕府の最も意を用うることの一つであった。仁治二年には、簀屋一所につきそれぞれの料所を設定し、指定された御家人が所領役としてその費を負担することになり、代りにその所領―簀屋料所に対して「関東公事并守護入部」が免除されたのである（『吾妻鏡』仁治二・九・一一条、上横手雅敬『北条泰時』一八五頁、五味克夫「鎌倉御家人の番役勤仕について」『史学雑誌』六三―九・一〇）。大原荘はこのような特権の附与された土地であった。又、「二一」にいう「今年四月廿四日関東安堵御教書」（筆者傍点）は、「二〇」「二二」を

参照するに廿八日の誤写であらう。

〔二七〕号文書は方穂莊内東城寺・興保・北英田保地頭職補任状である。「太平記」巻一〇に、高時と共に自害して果てた人々として「城入道」並びに「城加賀前司師頭」が名を連ねているが（二一三五九頁）、これと道誓との関係考察は後日を期したい。次に、これより前の嘉暦二年、鎌倉幕府は加賀国興・浅野両保一円地頭を称する海老名忠国と領家雑掌等との両保下地に関する争論に、裁決を加えたことがあった（嘉暦一八・廿五鎌倉幕府下知状「海老名文書」、『加能古文書』二〇四）。結局のところ領家側の押領をうけたとする忠国の訴えは、濫訴として棄却されたのであるが、この判決の中で幕府は「興保者、六郎貞泰惣領主也」と認定し、その審理の過程で、当保が下地中分の地であることを明示する「仁治下知正文」が「海老名左衛門五郎維則」の所持にかかることが明らかになった。又仁治四年の中分状は、維則の曾祖父道一の書出したものであり、往年道一の父忠行は両保地頭職を知行していた。従って今後詳らかにせねばならぬ問題は多く残されているが、本文書に記す「海老五郎□左衛門尉」は海老名五郎左衛門尉維則として、建武初年までに維則に興保地頭職が伝えられたものと解しても、強ち牽強附会とのみは言い切れまい。よしんばそれが認めら

れなくとも、海老名氏の出で、維則の近親者であることは確認出来る。さて、そのように仮定しうるとすると、海老名五郎左衛門尉は元弘の乱に際しては後醍醐天皇方についたものらしく、元弘三年六月足利高氏より、その所領を濫妨するものを具申するよう命じられている（元弘三・六・四足利高氏書状「山内首藤文書」一九。更に「雑訴決断所結番交名 建武元八」は、四番奉行に「海老名五郎左衛門尉 藤原維則」の名を記している（『続群書類従』但し『大日本史料六一』は経則と記す）。ところが建武三（延元）年正月、山崎合戦の時には天皇方の軍に加わり、尊氏軍の上洛を迎え討って敗退した（『太平記』巻一四・二一七三頁）。いつ、どのような経緯で興保地頭職を海老名五郎左衛門尉が知行するようになったかは明らかでないが、こうした尊氏への敵対に及んだが故に、興保は彼の手を離れて富樫高家へ移行したのであらう。尊氏は建武五（延元三）年二月には「海老名五郎左衛門尉跡」の備後国信敷東方地頭職を、山内通時とその一族に給与したのである（建武五・二・三足利尊氏下文・同月五高師直施行状案「山内首藤文書」一七・一八）。

〔二八〕は、富樫高家に加賀国守護職・遠江国西郷莊・信濃源志介跡を充行った注目すべき史料である。文書形式からみて、恐らく正文には足利尊氏の袖判があったのを、筆写の際に書き落し

たものであろう。本文書より約一カ月後の二三号文書は、尊氏の意をうけた高師直の署判する御教書としては、最も早期に属するものの一つであるが、この時高家に充行われた遠江国西郷庄を、同人に沙汰付すべきことを遠江国守護（今川範カ）に命じている。同文中にいう「御下文」は二八号文書を指していると思われること等を始めとし、「二八」の正文にあったと推定される袖判は尊氏のものとする証左は枚挙に暇がない。本史料が尊氏による、富樫高家加賀国守護補任状であることは明らかである。

佐藤進一氏は、建武三年八月二日尊氏御教書（天龍寺文書）に富樫介充になっていることをもって、加賀国守護の初見であるとされ、富樫介の実名を高家に比定するのに、小論に再三引用する康安元年の北英田保内氣屋村田畠謏状、或は「太平記」の記載等を傍証としておられる（『室町幕府守護制度の研究上』二三五頁）。

しかし本史料は、佐藤氏が用いた様々な傍証を必要としないし、更に尊氏による加賀国守護職補任は、従来の初見史料よりも約一年遡らせて、建武二年九月廿七日と確定した。『室町幕府守護制度の研究上』は、「足利氏が建武政府に離叛の意思を明らかにした建武二年十一月から」（七頁）その考察の対象としているが、建武二年十一月以前の時期をも考えに入れる必要があるといえよう。この年八月、信濃に端を発した北条時行の乱鎮圧のため、天皇の

制止をおして東下し、時行を破って鎌倉にあった尊氏は、勅使を下向させてまでの建武政府の招請をも拒んで上洛せず（『統史愚抄』建武二・九・十五条、「梅松論」「保曆間記」）、富樫高家を加賀国守護職に補任した九月廿七日は、配下の諸将に行賞を専行し、あまつさえ三浦高継には相模国大介職・上野・新田等を与えた日でもあったのである（『宇都宮文書』・『小笠原古文書』乾・「吉川家譜」二六・「御代々御墨付享」三）。さてこのように考えてくると、問題は尊氏が上樞密房を上野国守護職に補任した時期にまで波及する。佐藤氏は「梅松論」を引用しつつこれを、京都から新田義貞を総帥とする尊氏追討軍がさしむけられることになった（十一月十九日）ころと推定される（『同』一九七頁）。聊か長文にわたるが「梅松論」の問題の個所を以下に掲げることにする。

（尊氏が上洛をとって鎌倉將軍家の旧跡に御所を造営したことを述べた後）今度兩大將に供奉の人々には信濃・常陸の欠所を勲功の賞に充行るゝ処に、義貞の討手の大將として関東へ下向のよし風聞しける間、先義貞の分国上野の守護職を上杉・武庫・禪門に任ぜらる。是を拝領して用意の為に國に下る。かゝりしほどに京都・伺候の親類代官共はいそぎ京都へ上、関東に忠を存る仁は亦京都より外下る間、海道上下の輩俄に織綺のごとく、建武二年の秋冬より世上敢て穩かならず。去程に数万騎の官軍関東に

下向するよし聞えければ、高越後守を大将として大勢を差添て海道へ遣さる（下略、傍点筆者）

「梅松論」に記す論功行賞は、以上に述べてきた事実と照らし、ておそらく九月末ごろのことと考えられ、又義貞が東下するといふ風聞があつてから、実際に彼が尊氏追討軍の大将に任じられた十一月十九日までには、かなりの時間があつたと説かれるのである。念のため建武二年は十月に閏があることを、申し添えておく。従つて義貞が東下するとの風聞に接して、尊氏が對義貞への布石として上樞憲房を上野国守護職に任じたのは、前述の如く三浦高繼に上野新田を与え、富樫高家を加賀守護に補任した九月廿七日、若しくはそれからさして降らない時期であつたと推定しても、あながち暴論とは言ひ切れまい（『新田義貞公根本史料』参照）。とすれば尊氏が独自の政權樹立を決意した時期を考える上で、参看すべき事例の一つではないだろうか。前の「梅松論」の表現をかりれば、建武二年の秋冬より「京都伺候の親類代官共」に對して、「関東に忠を存る仁」をその下に集結した尊氏が、表面上は建武政府の枠内で新田義貞を除かんことを標榜していても、実際には建武政府の掣肘を逃れて独自の施策を採らざるを得ないことは充分に予想されるところである。又、尊氏が恩賞として所領を充行う場合、袖判下文を多用するようになるのが、丁度建武二年九月

末ごろからであるのも、このことと無関係ではあるまい。

次に、相田二郎氏によれば、尊氏の発給した守護職補任状は、從來わずかに正文・案文各一通が知られるのみであつたという（『日本の古文書』上―三二―二、下―三二―一頁）。即ち、建武四年卯月廿一日上樞朝貞を丹後国守護職に補任したもの（『上樞憲章氏所藏文書』）及び建武五年卯月十四日佐々木高氏を近江国守護職に任じたもの（『佐々木文書二』）の都合二通であるが、この二八号文書は案文ながら、尊氏の守護職補任状として数少い、しかも今のところ最古の例に加えられるべきであらう。尤も相田氏は前述の二通ともが、その書き出しを「下」云々ではなく「補任」云々ではじめる、いわゆる袖署判下文変形々式であるところから、尊氏の守護職補任状と地頭職補任状即ち袖判下文との差異を示唆されている。しかしこの二八号文書は守護職補任を行いながら、文書形式は袖判下文であり、尊氏が発給した他の地頭職補任状の多くと同形式である（紹介史料中の例としては二三、二四、二六、二七等）。それが、先例二通と異つて本文書が守護職と同時に所領（恐らくは地頭職）の充行いを内容に含んでいることに由来するのか、或はこのような略式の守護職補任状が出て、その後正式な補任状（相田氏のいわれる袖署判下文変形々式）が発給されるのか、又建武初頭ころには二様の守護職補任状があつたが、次第に後の足利幕府の

一般的守護職補任状即ち袖署判下文変形々式に統一されていたのか、更には一定の様式自体が存在しなかったのか、数々の解釈を生む余地があるが、数少い史料では疑問としてとどめるほかはない。何れにせよ二八号文書は、数多の問題を含んだ史料と評価してよいだろう。

(c)

以上二七通の富樫氏関係文書を概観すると、本史料に記された富樫氏の所領は、ほとんど新恩地であることに気付く。富樫氏の本領がどの程度の規模のものであったか、その詳細を明らかにせぬ以上、軽々しい判断は避けるべきであろうが、それにしても鎌倉後期―南北朝期にかけて延べ十数箇所もの所領を獲得した事實は、注目に値する。「富樫記」に「建武ノ乱ヨリ四拾余年、武家随一ノ味方ニシテ、終ニ一度モ官方ニ版服セズ、代々公方ノ御感書ヲ蒙ル」といわれた富樫氏の動向は、以上に紹介した史料によって裏付けをうることができた。殊に鎌倉後期、これだけの新恩地の給手を受け、御内人南条氏らと共に悪党合戦に参加しているのは、今後の富樫氏の研究上留意すべき事柄の一つであろう。

表記録の紹介に筆を進めることにする。朱筆はへ／＼を以て、原本に字句が抹消してある場合はその左に々々を附して、これを

示した。その他は紙裏文書紹介の場合と同様である。

（以下二行、端裏書、本文と同筆）

「大治二年十二月廿七日勝覚

如意宝珠御修法日記」

如意宝珠御修法日記

（殿前）

大治二年十二月廿七日壬午晴。從今日權僧正（殿前）勝□、於壇所

三条坊門鳥丸、本院御祈、被修御修法。申尅、被渡御仏。

能遠朝臣宅、御石見守（盛也）。新長（盛也）横奉入之夫二人、下法師、件長横、

先奉昇居壇所南縁。其後林覚并資盛、相共奉昇

入是横於壇所内。次開長横、取出八角朱唐櫃。次開

唐櫃鎖、奉出塗箱一合。其箱内在御本尊云々。

本院、自彼付御封。其後以赤九条袈裟、權僧正勝

覚自被奉襲（襲）件御箱。以高机上、覆白生絹。其上

被安御本尊。此後資盛并參畢。戌尅有御幸。

御発願之時、御共、民部卿忠教・別当（實）・左兵衛督

実能・皇后宮権大夫師時・右兵衛督（實）行通・大式長実・

左京大夫経忠也。人々被候中門廊、初夜時畢、

還御。今夕、院御方違、令渡鳥羽殿云々。依節会也。

伴僧六口、林覺遍智院、源意理林房、維覺教住房、琳勝智積房、行耀越前公、俊覺遠江公等也。承□二人也。  
阿闍梨

壇所之内、承仕二人之外、無出入事。伴僧座与壇所間、

立塞部。但息災法也。燈台五本。於四本者、被立壇

四角。是常事也。今一本者、被立本尊前。当壇中

心也。雖息災法被用芥子可尋其心也云々。被裁卷教真言、

仏眼、大日、本尊不知不動・大金剛輪一字等也。伴僧

所唱之真言、振鈴以前、台藏大日・真言、振鈴以後、仏

眼真言・一字金輪所。一字金輪伴僧等者、不高吉(不吉)

秘唱之。於讚者、四智并不動讚等也。十ヶ日限之修。中

門中、立札不入荒涼。院宣也。同三年正月七日、彼御

修法今日須被結願也。而依日次不快殘留一時。八日

曉御結願。又 御幸、布施云々。

已上、以林覺律師自筆書之。

建久二年辛亥潤十二月十四日、依 院御惱、於六条殿被始

行增益御修法。子細被眼□云々。高三位經万事奉

行。其息内藏頭經仲壇所前來、細々沙汰。以寢殿西

端、為壇場。申賜工一人、為令立屏風、打付暢代(暢代)

等也。

仏眼(曼)勢茶羅三宝山經藏本、三幅 普通、

大幕之上懸之。其前立仮仏壇高二尺五、方二尺。□敷生絹兩面二

合長。横覆之左右垂、剩至于板敷。其上奉居本尊。

帳寄勢茶羅方、奉居赤地錦厨子。御物前置

紺地錦厨子年來本尊。帳左右、仏壇上、五宝・五香・五葉・

五穀乍裏置之。本自各二裏被送之。又沙金銀

裏合之為二裏、置左右子細在口云。燈明五燈如常。今

一燈可立壇中心之處、依不便、本尊机南脇置之。

每時布施供養上紙十枚、仏布施樣卷置机也。爐三昧耶形、芥子・

供菓種等如肝心記中。瓶与炉之間、置不斷香盤。

支度物近衛殿沙汰云々。每時美麗也。但沙金五兩・銀

五兩、別自御倉被送云々。相応物真珠二百果、自近衛

殿所被送、非真珠。仍尋内藏頭之處、又所求出

瑠璃珠也。仍以水精碎替用之。

伴僧六人

海淵阿闍梨神供 行賢々々々

乘源大德 覺善々々々

勝運入寺 任賢阿闍梨

立屏風二重、引大暢。海淵・承仕二人之外、不令他人出

入。自同十六日雖有御惱少減、尚御修法延引。第二句、

伴僧如先。但覺替良雄。第三句、<sup>（五カ）</sup>□人如先。良雄替乘灌。

院仰云、本自六七箇日許、可令勤修之由思食之處、真言院御修法無人于勤仕。仍正月六日結願畢。三七日也。

注進 息災御修法一七箇日支度事

合

藕 密 名香白檀

五宝 金 銀 琉璃 真珠 水精

五香 白檀 薰陸 白膠 沉 丁子

五藥 白木 人參 甘草 遠志 芍<sup>（把）</sup>

五穀 稻穀 大麦 小麦 菜豆 胡<sup>（麻）</sup>

相応物

砂金七兩 白銀七兩 真珠二百果 沉

白檀 丁子<sup>三種</sup>、各 上紙七帖

壇一面<sup>在厨桶、</sup>脇机二前長二尺、

飯仏壇一脚<sup>高二尺五寸、</sup>打敷一帖<sup>兩面絹二幅、</sup>

燈台五本 礼盤一脚<sup>在半畳</sup>

壇敷布一段 大幕二帖<sup>在幕代木等</sup>

明障子三門<sup>内障</sup> 仏供覆布二丈  
芥子袋

壇供米能米廿一石但加人供定

御明油一斗五合<sup>（加）</sup>臨常燈定

關伽棚一基 關伽棚二口在杓

折敷三枚 足桶一口在杓 長楸一合

阿闍梨 伴僧八口 承仕二人

駟仕四人 見丁二人 淨衣白衣

右注進如件。

建久二年閏十二月十二日 阿闍梨權僧正法印大和尚位勝賢

御修法所

奉供

大壇供六十三箇度

護摩供六十三箇度

諸神供九箇度

奉念

大日真言三十七万遍

仏眼真言五十万遍

本尊真言六万三千遍

同真言六千三百遍

同真言六千三百遍

同真言六千三百遍

護<sup>(席)</sup>廣真言六千三百遍

一字金輪真言五万遍

右奉為

禪定法皇消除御惱、玉牀安穩、增長宝壽、

御願円滿、始自潤十二月十三日迄于今日、并

三七箇日夜之間、率六口伴侶、殊致精誠

奉修如右。

建久三年正月六日 阿闍梨權僧正法印大和尚位勝賢

已上覺洞院僧正御記也。

# 一 道場庄嚴事

道場之新理可依御所便宜。假令常ニハ以公卿座

三間為道場者、付其可有用意者也。先勝光明院

之御本尊被奉渡之。壇行事、殿上人一人・兩人、

相共乍長續奉昇上之。先便宜之所ニ可奉居之。次奉

懸本尊<sup>但非當本尊有口伝。</sup>但非當本尊有口伝。其御前立俵<sup>仏壇高二尺五寸、方二尺。</sup>仏壇高二尺五寸、方二尺。

上敷生絹<sup>阿面二條綴、合長八尺。</sup>、横覆之左右垂、剩至于板敷。其

上奉居彼御本尊<sup>勝光明院。宝珠是也。</sup>三寶院權僧正勝覺、御

御勤仕之時者、自八角朱唐櫃、箱一合奉取出之。

其內在御本尊。以赤九条袈裟奉裹彼箱、机

上每之<sup>安</sup>。但覺洞院僧正勝賢者、自去元曆年中下

賜之。大略如私本尊被奉所持之間、赤地錦厨

子奉安置之。兩様、可任阿闍梨之意樂。但付近

例者、如建久之例歟。彼御本尊可奉出之様者、

相承之口伝也。先開八角朱漆之唐櫃、其中在金

銀之箱。開件箱內。亦有小箱三。中ニ銀苔ニ宝珠ヲハ被

入之。取件箱許被可奉安置錦帳也。但如大治之

例不用厨子者、八角朱唐櫃開金銅之箱、可裹于

九条袈裟也。彼御本尊帳之左右・仏壇上、五宝・

五香・五藥・五穀乍裹置之。但合裹二、左右可置之。

亦沙金銀裹合之同為二裹、置帳左右。其前立

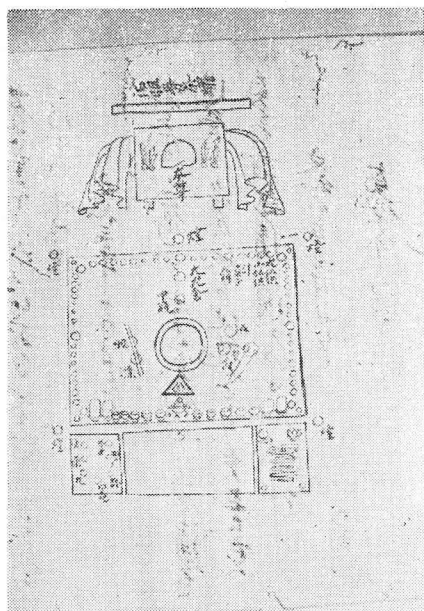
大壇。立様并鳥居引五色糸、引廻壇敷布。壇下四

角、各立燈台一本、炬燈<sup>合四</sup>。但本尊帳左、一燈炬

之。是者常燈也。合五燈、壇四角并中央立宝瓶<sup>合五。</sup>

宝瓶与燈中ニ置火舎。不斷香新也。四面各備阿伽器。

火舎<sup>盛花、燒香。</sup>盛花、燒香。正面安鈴并三杵<sup>置一金剛盤上。</sup>、炉縁、藉油器



案之。炉左、飯・五穀置之。同杓案之。上ニ大小杓置之。右、  
 嚙口・灑淨置之。在散杖二。亦四角各備仏供四坏大小各二坏。  
 汁二坏・菓子二坏・餅二坏合費供一十六坏。御汁八、餅・菓子各八。大壇前  
 案礼盤一脚數半。礼盤左右、各立脇机一脚今一脚。左机、塗香、  
 芥子・九香・散香・切花・置之。右机塗香・加持物・簪・乳木。  
 藥種・相応物、已上三種、置之。右机塗香・加持物・簪・乳木。  
 之。次立明障子、打暢台引大幕、内陣立屏風。次大  
 幕之外、敷畳二帖為伴僧座。其後又大幕引之。  
 大床下雨垂際、立阿伽棚一脚。阿闍梨親近・知法之弟  
 子一人・承仕之外、不可入道場。

一 御本尊由來事私云、此說誤也、不可及書字之由、前大僧正御房被仰。雖然如本書寫之。於誤說者合忌。吳皆可准知。弘乘。  
 遍智院

嘉祿三年七月廿一日、遍智院僧正成實。御口伝云、宝珠者

三宝院流ニハ二果卜習之。一者惠果付属珠、是即被籠  
 室生。一者大師於吾朝所造能作性珠是也。件能作性  
 珠者、代々長者付属之。但範俊僧正之時、為法流為国家、  
 被申談權僧正勝覺、被進納白河院此事有口伝。当流之

秘書、委細被載之。大治年中、本院可被修此法之由、  
 被思食之間、此御本尊事先被尋勸修寺嚴覺僧

都之處、不分明。其後大御室被尋申之處、又以不被  
 申分明。此兩人者依為範俊僧正之遺弟、所有御尋也。

然而、相伝不分明之間、醍醐權僧正勝覺有御尋之  
 處、相伝之子細、具如被載于当流書被申之間、

殊有敬感、被始行此法。其時之日記如載右。件御

本尊者、今之勝光明之宝珠是也。以此因縁、去元曆

比、先師（行力）勝覺洞院權僧正勝賢、依 後白河法皇詔、

被此法於始行。此（時）悉地速疾令成就之間、於御本尊

者、令門跡相承、可申御祈之旨、被仰下之間、自元曆

元年至建久三年、都合九ヶ年之間、奉所持□。仍

其中間、大法秘法等始行之時、悉以此本尊、奉祈精

者也。但法皇崩後之後、自九条殿有御尋之間、雖有法皇之御遺言、依有其恐進覽之。仍如本被奉安置鳥羽宝藏云々。

#### へ九条殿御記云

先弘法大師渡唐帰朝之時、有嫡々相承之珠。如被載遺告、被埋室生精進寮是也。又自所造珠、被奉龍法勝寺円堂本仏愛染王御身畢件珠、自大師相伝、至于龜俊僧正、々々進白河院。今一有宝珠未詳。其出所同龜俊所進云々。而鳥羽院御時、預給家成卿。没後召返之、安置勝光明院宝藏。而此法皇御時、去寿永之比、九郎義經欲奉取法皇之時、

勝賢僧正奏、申出彼珠修件法。果以無為。其後依院宣修長日御祈。去年祈雨之時、即以此珠安置壇上。(有、賜力)今度御惱之時、同修之。雖無始終之靈驗、早速結願。仍御終焉之時、不修之。然而依有長日御祈、猶不返納、大略如私物也。(付)不返上遂以崩御。余側聞此事、今日遣宗頼、奉迎之、詞御所進之也云々。

建久三年四月八日

私口伝云

へ寛洞院僧正賜件宝珠、安置彼院、長日之御祈被勤仕之。仍改寛洞院、被名持宝王院。其後於件御本尊者、雖被返進之、以自作之能作性珠并法皇之御遺骨等、奉安置彼院、限未來際、ハコ護摩毎日三時被始置之。即奉祈鎮護國家、兼奉訪法皇(菩提)御持者也云々。凡此法之相承、深秘之習也。仍雖有九条殿注進之狀、恐繁不載之。

#### 一 此御本尊付別法被用先例事

##### へ白河院御手

承暦四年十一月、於六条内裏如法愛染王法、龜俊僧正始行之。于時凡僧此時以件宝珠、籠塔被行之。

##### へ鳥羽院御手

天仁二年八月十五日、僧正龜俊於鳥羽住房、為御祈如法尊勝法始行之時、以件珠奉籠塔被行之。

##### へ近衛院御手

康治二年六月十二日、法務寛信於白河南泉殿、如法尊勝法始行之時、以件宝珠、奉籠塔被行之。但於件本尊者、非相伝不知由来。臨于時自院

被下之間、奉籠塔者也。

〈同院御宇〉

久安三年十月十四日、法務寛信同法始行。件本尊

同被出之。仍奉籠塔被行之。

〈同院御宇〉

久安四年八月十八日、祖師大僧正定海於本寺三宝院、

如法尊勝法始行之時、件御本尊被渡之。仍奉

籠塔被行之（摩）件十六口、大法之儀也、但護廣壇之外、十二天壇立之。

〈後鳥羽院御宇〉

建久二年五月十七日、為祈雨御祈、孔雀經法於本寺

三宝院、覺洞院僧正勝賢被始行之時、以件宝

珠奉安大壇被行之。降雨法驗速疾也。

〈同院御宇〉

建久三年三月三日、同僧正於本寺清淨光院、宝篋經

法始行之時、以件宝珠奉籠塔被行之。

〈同院御宇〉

建久六年八月一日、北院御室守覺法親王為中宮

御產御祈、如法愛染王法御始行之。其時件宝

珠、自勝光明院奉渡之、籠塔被行之。御產平安、

王子御誕生。土御門院是也。彼御本尊自鳥羽殿

宝蔵、奉出之初例歟。此併依覺洞院僧正之御

口伝、所有御始也云々。

〈後深草院御宇〉

正元二年二月十三日、為大宮女院御產御祈、於今出河

殿、報恩院僧正憲深、如法愛染王法始行之時、以

件宝珠、奉籠塔被行之。御產平安也。

〈龜山院御宇〉

文永二年七月十日、為皇后宮御產御祈、於二条高

倉御所、勸修寺長吏大僧正道宝、如法愛染王

法始行之時、以件宝珠被始行之。但御本尊不

被籠塔内。子細頗不審也。但御產平安也。

〈同院御宇〉

文永九年、仁和寺二品親王、如法愛染王法御始行之時、以

件宝珠、奉籠塔被行之。兩護（摩）師有之（隆助僧正、尙助僧正是也。）

弘安四年七月十五日、為異国降伏御祈、於常盤仙洞、

法務大僧正道宝、如法尊勝法始行之時、以件宝珠

被行之。但不被籠本尊於塔。子細同前。

〈後二条院御宇〉

乾元二年潤四月十六日、於今出河殿、為昭訓門院御祈、

如法愛染王、菩提院前大僧正了遍被始行之時、以

件宝珠、奉籠塔被行之。

〈同院御宇〉

嘉元三年七月廿一日、於龜山仙洞、為法皇御惱御祈、

如法尊勝法、隨心院大僧正嚴家于時一長者、被始行之。

件宝珠、自勝光明院被渡之。但不被奉籠

于塔。頗不霽也。

已上管見記錄粗如此。若有脱落者、追可入之

者也。

一 唯如意宝珠法始行之先例事

〈崇徳院御宇〉

大治二年丁未十二月廿七日、為本院御祈、三宝山權

僧正勝覺於三条坊門烏丸壇所、以件宝珠

為本尊被修之。

〈後鳥羽院御宇〉

元暦元年、為後白河法皇御祈、覺洞院僧正

勝覺於本寺三宝院、被修之。件宝珠被

渡之御使、民部卿成範卿也云々。

〈同院御宇〉

建久二年辛亥潤十二月十四日、為後白河法皇御惱御祈、

同僧正於六条殿被修之伴僧六口。

〈後堀川院御宇〉

貞応二年、為後堀川院御祈、三宝山法印定範

於本寺三宝山被修之。御本尊自勝光明院被

渡之。但遍智院僧正實成、為檢校職、每事依

被扶持、被始行之。

已上記錄如此。

凡於唯宝珠御修法者、当流勤修之外、先跡更無之。法流之淵源、相承之規模、可仰信者也。

へ亦報恩院御記云

凡宝珠相伝事、当寺与勸修寺其習各別也。

此事殊不可混乱。当寺二願也。自大日相伝至

惠果大師御相伝、偏為我國令埋名山室生

給了。一果者大師御作也。自大師相伝、至範卿

々々進白河院。々々令埋法勝寺円堂給此へ一説也。

自円堂堀出、被納勝光明院。以彼珠代々被行

宝珠法等也。而故覺洞院之時、自後白河院

賜件珠、被行彼法。而法皇崩御之時、自然。

而無沙汰之剋、崩御之剋、故九条殿時、彼事

有沙汰。而被尋覺洞院。仍被進了。去々々

如法愛染王之時、被安置彼宝珠也。此宗大事也。而勸修寺ニハ不埋名山室生。々々只惠果御相伝之秘口伝ヲコソ被埋。サレハ竹木目底下云此事也。依之自大日至範俊相伝宝珠、只一果也云々。

弘長二年正月五日記之

或記云、勝賢僧正宝珠法壇所様、灌頂壇後机

一前立、上安宝珠、赤地錦帳引覆壇所へ、承仕

外、余人全不入帳内。承仕一切不見行法。一日

内、下定五・六度、若八・九度、若十二・三度行之。

惣余法不被行。但一法也。此法宝生秘法習事、

範俊僧正授勝覚口決、秘事也。如意輪大事

習事、義範僧都授勝覚秘事也。已上二伝、

共三宝院御伝也。

本記録中に載せる、如意宝珠相承に関する所伝の大略は、既に明らかにされているところであるが（『密教大辞典』『如意宝珠』の項参照）、それが基づくところの史料は未だ広く一般に知られてはいないので、合わせて附載した次第である。既に予定の紙数も尽きたので、二・三氣付いた点を略記して稿を閉じたい。

建久三年四月に、兼実が勝賢の手より如意宝珠を収めて、宮中

に安置したことについては「明月記」同年四月十日条・「三宝院文書」「吉部秘訓抄」五―勝光明院宝蔵如意宝珠事、等に関係史料があり、特に本文中に「九条殿御記云」としている部分は、細かい字句の相違はあるが、ほぼ同文にて「玉葉」に存する。次に本史料は、弘法大師が唐より持ち帰ったとされている如意宝珠を室生に埋めたという所伝を記載している。如意宝珠は能作性珠ともいい、内に仏舍利を蔵するものである。ところが建久二年、事の真相は必ずしも明らかでないが、重源の弟子空諦なるものが室生の舍利を盗掘したとして興福寺衆徒の「罄陶」を招くという事件が起った。ために重源遂電にまで事は発展したが、その後重源が空諦を伴って院に参上し、舍利三十粒を献上して、この事件は落着をみた（「玉葉」建久二・五・廿三七・三条）。しかし、この騒動は当時の社会に相当な波瀾を呼んだものらしく、同年七月、生一という僧が仏舍利三粒を頼朝に献上せんと申し出たが、頼朝は「今若彼類欺之由、非無疑心」としてこれを受けなかった（「吾妻鏡」建久二・七・廿三条）。後白河法皇・勝賢は、重源及び空諦を信じ保護してこの事態を収めようと動いたのであった。降って建久九年、重源は東寺に伝わる弘法大師請来の舍利一粒を納めた金銅五輪塔を近江敏満寺に寄進したという（建久九・十二・十九重源仏舍利寄進状）。その寄進状は現在、胡宮神社の所蔵にかかるものであるが、

同神社は他に「仏舎利相承系図」を蔵している。これは明治以来、清盛皇胤説を支持する研究者の有力な論拠の一つであり、最近では竹内理三氏によって再評価されたものである（中央公論『日本の歴史6』三八八―九二頁）。今、皇胤説の可否にまで論及する暇はないが、前の「吉部秘訓抄」には、兼実が勝賢より迎取った如意宝

珠は、往日白河院から暫く祇園女御に預置かれたことがあり、更に舎利百粒を、宝珠を納めた箱に同納していたとみえている。「仏舎利相承系図」の史料批判上、これら一連の史料はある程度参考に資することも可能ではなからうか。

（京都大学大学院学生・

）